

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から58年3月まで  
② 昭和59年3月  
③ 昭和62年4月から63年3月まで

国民年金保険料は、未納とならないように納付したはずであり、未納期間があるのは納得がいかない。付加年金に加入中は付加保険料も納めていた。納付方法や納付金額等、具体的なことは記憶に無いが、一度、自宅兼店に来た集金人に1年分ぐらいの保険料をまとめて納付した記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間①及び③に係る国民年金保険料の納付方法や納付金額等について具体的な記憶は無く、納付状況が不明である上、過年度納付している期間も散見されるなど、必ずしも納付期限を遵守しているとは言えない状況がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間①については申立人の夫の二女と一緒に、申立期間③については申立人の長男と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間①について、申立人の夫の二女は国民年金に加入していない上、申立期間③前後の納付状況をみると、過年度納付の時期や口座振替の時期等が当時同居していた申立人の長男と同様であることから、基本的に申立人とその長男の納付行為は同一であると考えられるところ、申立期間③については、その長男も未納となっている。

加えて、申立期間①及び③について、国民年金保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、1か月と短期間である上、その直前まで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していることや、当時の国民年金保険料の納付対象期間は3か月を単位として行われていたこと等を勘案すると、申立期間②のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から41年3月まで

申立期間当時、A市B区において、姉と自営業を営んでおり、区役所の女性の集金人が店に集金に来ていた。姉と一緒に国民年金保険料を納付しており、保険料を納付すると絵柄のシールを領収の印として貼ってもらっていたことを覚えている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間について、申立人は、申立人の姉と共に区役所の女性の集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の姉も、申立人と一緒に納付したこと、及び申立人と同一の集金方法について供述している上、区に照会した結果、本庁から送られてきた昭和36年当時の人事関係書類において、申立人の姉が記憶している名字の女性の集金人が市国民年金年金員として同区に配属されていたことが確認できるとの回答があったことから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、申立人が申立期間当時納付していたとする金額も当時の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から59年3月まで  
: ② 昭和59年7月から同年9月まで

昭和57年から在日外国人も国民年金に加入できることを知り、当時居住していたA市B区役所で加入の手続を行った。区役所の職員からさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞いたので、毎月の保険料に5,000円を上乗せして2年間納付していた。

納付方法は口座振込で納めたような気がするが、国民年金の手続を行った翌年の9月にC市に転出する時に、未納となっている残りの保険料すべてを納付したので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無い。

また、申立期間①について、申立人は、A市B区において昭和57年6月ごろに国民年金への加入手続を行い、同区において国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年3月にA市の後に転居したC市において払い出されており、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、A市B区及び同区を管轄している社会保険事務所を調査しても、申立期間①に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、61年3月に国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは申立期間①は未加入期間となるため、A市において保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、3か月と短期間である上、C市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和61年4月に、59年4月から61年3月までの保険料の納付書8通を送付した旨の記載があり、当該期間については、申立期間②を除き、すべて市から送付された納付書により過年度納付されたものと推認できるところ、申立期間②前後の保険料を適切に過年度納付しているにもかかわらず、申立期間②のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を平成7年2月から10年12月までの期間は44万円、11年1月から13年4月までの期間は30万円、13年5月から同年11月までの期間は32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は平成7年2月から13年11月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から13年12月1日まで

私は、A社で平成6年6月から13年11月まで勤務しており、給料は50万円前後であったと思う。しかし、申立期間については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と実際の控除に係る標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額については、平成7年2月から13年11月までは15万円と記録されている。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書等の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書等において確

認できる保険料控除額から、平成7年2月から10年12月までの期間は44万円、11年1月から13年4月までの期間は30万円、13年5月から同年11月までの期間は32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重国民年金 事案 674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から53年3月まで  
② 昭和56年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は市役所の集金人に納付していた。申立期間当時の詳細な記憶は無いが、結婚後に資格喪失した記憶は無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、申立期間当時の記憶は明確でなく、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月20日に払い出されており、同年4月から同年12月までの国民年金保険料は現年度納付されているが、翌月の51年1月から同年3月までの保険料は同年6月に過年度納付されている上、申立期間①及び②に挟まれた53年4月から56年3月までの3年間は国民年金保険料の全額免除期間となっている。

さらに、申立人は、当該免除期間直前である申立期間①中の53年3月に申立人の元夫と婚姻し、申立期間②中の56年10月に離婚しているが、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は昭和60年度以降に職権により払い出されていることから、当時、申立人の元夫は国民年金に未加入であったと推認されるなど、経済的な面によるとも考えられるが、全体として保険料の納付意識が高かったとはいえない状況がうかがわれる上、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（旧台帳）共に、申立期間①及び②のうち56年4月から59年7月までの期間は未納期間となっている。

加えて、申立期間②のうち昭和59年8月から61年3月までの期間につい

て、申立人が所持している年金手帳には59年8月1日に国民年金被保険者資格を喪失した旨の印字が記載されているが、当該資格喪失日は、市の記録及び社会保険事務所の記録とも一致している上、市の被保険者名簿によると、当該資格喪失日の横に「59.8.13」と印字されていることから、当該資格喪失手続は同年8月13日に行われたものと推認でき、更に当該名簿の備考欄に59年8月1日に婚姻した旨が記載されていることから、市では申立人が婚姻したことにより任意加入期間となることを確認した上で資格喪失の手続を行ったことが推認できる。このため、当該期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 46 年 3 月まで

今から 37 年ぐらい前に、市役所から国民年金を掛けていない人は掛けるようにという封書が度々送られてきた。私たち夫婦は国民年金を掛けていなかったため、義母に相談したところ、国民年金保険料を納めた方が良いと言われたため、夫が事前に市役所から必要な金額を聞き、私が銀行から 10 万円を下ろして夫と一緒に市役所に行き二人分の保険料を一括納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月に申立人の夫と連番で払い出されているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括納付したのは国民年金の加入手続を行う前であり、46 年であったと強く主張している。申立人が一括納付したとする 46 年は、第 1 回特例納付実施期間であるものの、加入手続をせず保険料納付することは考え難い上、社会保険事務所及び市に確認しても、その時期に申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された 47 年 6 月の時点までは、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は一括納付を行った後は期ごとの納付に変えてもらったとしているが、申立期間直後の昭和 46 年度分の国民年金保険料は、昭和 47 年 12 月に一括で過年度納付されており、申立人の記憶と一致しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と併せて市役所の年金窓口において一括納付したとしているが、市に照会したところ、当時、市では特例納付に係る納付書の作成や保険料の収納等は行っていなか

ったとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

その上、市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫共に、昭和49年9月に特例納付に係る催告を行った旨の記録があることから、その時点で申立期間に保険料の未納があったと考えられる上、市の名簿及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人及びその夫共に特例納付された形跡も無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 676

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 40 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 40 年 10 月から 46 年 3 月まで

今から 37 年ぐらい前に、市役所から国民年金を掛けていない人は掛けるようにという封書が度々送られてきた。私たち夫婦は国民年金を掛けていなかったため、母親に相談したところ、国民年金保険料を納めた方が良いと言われたため、私が事前に市役所から必要な金額を聞き、妻が銀行から 10 万円を下ろして妻と一緒に市役所に行き二人分の保険料を一括納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月に申立人の妻と連番で払い出されているが、申立人の妻に聴取したところ、申立期間の国民年金保険料を一括納付したのは国民年金の加入手続を行う前であり、46 年であったと強く主張している。申立人の妻が一括納付したとする 46 年は、第 1 回特例納付実施期間であるものの、加入手続をせず保険料納付することは考え難い上、社会保険事務所及び市に確認しても、その時期に申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された 47 年 6 月の時点までは、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。なお、社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険加入期間の記録は、平成 10 年 11 月に判明し、国民年金の資格記録が追加されたものであることから、当該期間は、昭和 47 年 6 月の時点までは国民年金の未加入期間、その時点以降は保険料の未納期間

となっていたと考えられる。

さらに、申立人の妻は一括納付を行った後は期ごとの納付に変えてもらったとしているが、申立期間直後の昭和 46 年度分の国民年金保険料は、昭和 47 年 12 月に一括で過年度納付されており、申立人の妻の記憶と一致しない。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を申立人の分と併せて市役所の年金窓口において一括納付したとしているが、市に照会したところ、当時、市では特例納付に係る納付書の作成や保険料の収納等は行っていなかったとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

その上、市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその妻共に、昭和 49 年 9 月に特例納付に係る催告を行った旨の記録があることから、その時点で申立期間に保険料の未納があったと考えられる上、市の名簿及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人及びその妻共に特例納付された形跡も無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 677

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月及び同年6月

申立期間の国民年金保険料については、妻が二人分納付した。申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の分が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成3年4月ごろに払い出されたとみられるが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納められない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間の国民年金加入記録は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとみられる平成3年4月に厚生年金保険の加入記録と照合した時に追加されたものであり、国民年金の加入記録が追加されるまでは未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできなかつたこととなる上、申立人の妻に聴取しても、申立期間前後に、申立人の国民年金加入手続及び資格喪失手続をした記憶は無いとしている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 502

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 6 日から 42 年 6 月 21 日まで

私は、独身の時に脱退手当金を受給したが、結婚後に脱退手当金を受給しなければ、厚生年金保険被保険者期間が将来の年金に反映されることを聞いたので、脱退手当金は受給しないと決めていた。しかし、7年前の年金受給時などにより社会保険事務所から脱退手当金は支給済みである旨の回答を受けた。当時は退職後すぐに長男を出産し、育児で大変であった時に請求するはずもないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、婚姻後の脱退手当金を旧姓で受給されているのは納得がいかないと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録における申立人の脱退手当金の支給記録は旧姓となっているが、これは、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票が新姓で管理されているものの、厚生年金保険記号番号払出簿が旧姓のままとなっていることによるものと考えられる。

また、申立人は、申立期間前の6年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 503

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から27年7月31日まで  
平成19年6月の社会保険事務所の回答では、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっていた。しかし、私は脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和28年8月18日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、53年6月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月21日から24年4月30日まで  
② 昭和24年5月8日から30年8月22日まで

ねんきん特別便が社会保険庁から郵送され、その内容は昭和22年3月21日から24年4月30日までの期間及び24年5月8日から30年8月22日までの期間の脱退手当金が支給されているというものだった。当時、私は長男の出産後の肥立ちが悪かったので、脱退手当金の請求手続きができるはずも無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前3ページ、後16ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年8月の前後3年程度の期間内（27年5月から33年11月までの期間）に資格を喪失した者24人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19人に脱退手当金の支給記録があり、うち16人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当該事業所から当時は退職一時金と一緒に脱退手当金を支払っていたようで、脱退手当金を受給したと認識されていない人が多いと思う旨の回答があったこと、及び当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 505

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成 4 年 6 月まで  
② 平成 7 年 10 月から 12 年 7 月まで

私は昭和 63 年 5 月 1 日から A 事業所に勤務しており、当時支給されていた月給は 28 万円であった。いったん同事業所を退職した後、平成 7 年 10 月から同事業所が名称変更した B 事業所に再度入社した。社会保険事務所の記録にある標準報酬月額と支給されていた月給には相違があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時支給されていた報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立人が申立期間における A 事業所及び B 事業所の同僚であると主張している者に申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当該事業所では給与明細書が無く給料袋には支給額が入っていた。入社する時に社会保険等のお金は会社が全額負担してくれるという説明があった。厚生年金保険料等は従業員から控除せず、事業主が全額負担していたと思う。」との回答があった上、申立人も「給料袋には支給額が入っており、控除額が記載されている給与明細書はもらったことが無い。ほかの同僚も同様であった。」と供述している。

さらに、A 事業所及び B 事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚 6 人について、申立期間の標準報酬月額を調査したところ、い

ずれも不自然な点はみられず、事業主が申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取り扱いを行ったとは考えられない。

加えて、B事業所は平成19年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者も既に他界しているため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。